

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成九年十月七日

規則第八十一号

改正	平成一三年	三月	二日規則第一八号	平成一五年	三月	七日規則第一六号
	平成一五年	八月	二九日規則第一一八号	平成一六年	三月	二三日規則第一九号
	平成一六年	六月	一日規則第一三五号	平成一七年	三月	七日規則第二五号
	平成一七年	一〇月	二五日規則第一六七号	平成一八年	三月	三十一日規則第六〇号
	平成一九年	九月	二八日規則第八九号	平成二二年	三月	三十一日規則第二五号
	平成二三年	三月	三十一日規則第四五号	平成二四年	三月	二三日規則第一七号
	平成二五年	三月	八日規則第一九号	平成二六年	九月	三〇日規則第五五号
	平成二九年	三月	三十一日規則第二一号	平成三一年	三月	二九日規則第二六号
	令和二年	二月	一八日規則第六号	令和二年	九月	二五日規則第五三号
	令和五年	四月	二八日規則第三九号	令和五年	五月	二三日規則第四一号
	令和六年	三月	二九日規則第二七号			

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第二条 条例第七条の安全基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

- 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

一部改正〔平成一五年規則一一八号〕

(公共的団体の範囲)

第三条 条例第十条第一号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に基づき設立された地方住宅供給公社
 - 三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に基づき設立された地方道路公社
 - 四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項の規定により設立された土地開発公社
 - 五 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により認可された土地改良区
 - 六 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十四条第一項の規定により認可された土地区画整理組合
 - 七 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして知事の認定を受けた者
- 2 前項第七号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(別記第一号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成一三年規則一八号・一五年一一八号・一六年一九号・一三五号・一七年一六七号・一九年八九号・二二年二五号・二四年一七号・二九年二一号〕

（土地所有者等の同意）

第三条の二 条例第十条の二第一項（条例第十三条第一項及び条例第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第十条の許可の申請が、条例第十一条第一項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書（別記第一号様式の二）により、同条第二項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（別記第一号様式の三）によらなければならない。

2 条例第十条の二第二項（条例第十三条第一項及び条例第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

3 条例第十条の二第二項の規定による同意は、特定事業区域内施工同意書（別記第一号様式の四）によらなければならない。

追加〔平成一五年規則一一八号〕

（許可の申請）

第四条 条例第十一条第一項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第二号様式）とする。

2 条例第十一条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあっては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）

三 申請者が条例第十二条第一項第一号へに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあっては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員（条例第十二条第一項第一号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）

四 申請者が法人である場合にあっては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

六 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

七 特定事業場の位置図及び付近の見取図

八 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）

九 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）

十 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

十一 特定事業区域の土地の公図の写し

十二 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第七項第二号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式。計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）

十三 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

十四 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面

十五 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図

十六 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概

- 要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 十七 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- 十八 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- 十九 現場責任者であることを証する書面
- 二十 前条第一項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書
- 二十一 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第十一条第一項第十一号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
- 二 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- 四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- 4 条例第十一条第二項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（別記第五号様式）とする。
- 5 条例第十一条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第二項第一号から第六号までに掲げる書類
- 二 第二項第七号、第十号、第十一号、第十八号及び第十九号に掲げる書類及び図面
- 三 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- 四 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断されない場合にあっては、第二項第十二号に掲げる書類及び図面
- 五 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
- 六 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
- 七 前条第一項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書
- 八 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第十一条第二項第七号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
- 二 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- 四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- 五 特定事業の期間
- 7 第二項第十二号及び第五項第四号の特定事業区域の表土の地質検査は、次の各号に掲げる方法によらなければならない。
- 一 地質検査は、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

一ヘクタール未満	二
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	三

二ヘクタール以上三ヘクタール未満	四
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	五
四ヘクタール以上五ヘクタール未満	六
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	七
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	八
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	九
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十
九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十一
十ヘクタール以上	十二

二 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

三 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

一部改正〔平成一三年規則一八号・一五年一一八号・一七年二五号・二四年一七号・二五年一九号・令和五年四一号〕

（条例第十二条第一項第一号ト及びチの規則で定める使用人）

第四条の二 条例第十二条第一項第一号ト及びチに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次の各号に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

追加〔平成二五年規則一九号〕

（構造上の基準）

第五条 条例第十二条第一項第六号の規則で定める構造上の基準は、別表第二に定めるとおりとする。

2 条例第十二条第二項第二号の規則で定める構造上の基準は、別表第三に定めるとおりとする。

一部改正〔平成一五年規則一一八号〕

（構造上の基準に係る適用除外）

第六条 条例第十二条第三項の規則で定めるものは、別表第四に掲げる行為とする。

（変更の許可の申請等）

第七条 条例第十三条第一項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 法定代理人の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

三 条例第十条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更

イ 法定代理人が法人である場合におけるその役員

ロ 役員

ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者

ニ 第四条の二に規定する使用人

四 現場事務所の位置の変更

五 現場責任者の氏名又は職名の変更

六 特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）

七 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更

八 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更

九 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）

2 条例第十三条第三項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（別記第六号様式）とする。

3 条例第十三条第三項の規則で定める書類及び図面は、特定事業に係るものにあつては第一号から第七号まで、一時的に積特定事業に係るものにあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる

ものとする。

- 一 住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
 - 二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）
 - 三 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
 - 四 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
 - 五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
 - 六 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
 - 七 第四条第二項第七号から第二十一号まで（第二十号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの
 - 八 第四条第五項第二号から第八号まで（第七号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの
- 4 条例第十三条第三項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
 - 二 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
 - 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
 - 四 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- 5 条例第十三条第八項の規定による知事への届出は特定事業軽微変更届（別記第七号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書（別記第七号様式の二）を提出して行わなければならない。ただし、第一項第三号に掲げる者に係る知事が定める特に軽微な事項の変更については、この限りでない。

一部改正〔平成一五年規則一一八号・二四年一七号・二五年一九号〕

（特定事業の着手の届出）

第七条の二 条例第十四条の二の規定による届出は、特定事業着手届（別記第七号様式の三）を提出して行わなければならない。

追加〔平成一五年規則一一八号〕

（土砂等の搬入の届出）

第八条 条例第十五条の規定による届出は、土砂等の量が五千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第八号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第十五条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第九号様式）とする。
- 3 条例第十五条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式）とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第十五条第二号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（別記第九号様式の二）とする。

一部改正〔平成一五年規則一一八号・二五年一九号〕

（土砂等管理台帳）

第八条の二 条例第十六条第一項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（別記第九号様式の三）によるものとする。

- 2 条例第十六条第一項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
 - 二 特定事業の許可の番号
 - 三 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積
 - 四 特定事業の許可の期間
 - 五 特定事業に使用される土砂等の量
 - 六 現場責任者の氏名及び職名
 - 七 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
 - 八 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
 - 九 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称
- 3 条例第十六条第二項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時たい積特定事業用）（別記第九号様式の四）によるものとする。
- 4 条例第十六条第二項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項
 - 二 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量
- 5 条例第十六条第一項及び第二項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第一項各号又は同条第二項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 6 条例第十六条第一項及び第二項に規定する土砂等管理台帳は、毎年三月末日をもって閉鎖しなければならない。
- 7 条例第二十六条第四項に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- 一 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 8 事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

追加〔平成一五年規則一一八号〕、一部改正〔平成一八年規則六〇号〕

（土砂等の量等の報告）

第九条 条例第十六条第三項の規定による報告は、特定事業を開始した日から四月ごとに当該四月を経過した日から一週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が二月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から一週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第二十条第三項、条例第二十一条第三項又は条例第二十一条の二第三項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（別記第十号様式）を提出して行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第十六条第三項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一週間以内（特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から一週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第二十条第三項、条例第二十一条第三項又は条例第二十一条の二第三項の規定による届出の時）に、特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書（別記第十一号様式）を提出して行わなければならない。

一部改正〔平成一五年規則一一八号・一八年六〇号〕

（地質検査）

第十条 条例第十七条第一項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から四月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第

二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事が指定する期日)に、知事の指定する職員の立会の上、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 地質検査は、特定事業区域を三千平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
 - 二 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から五メートルから十メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の四地点）の土壌について行うこと。
 - 三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第一号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあっては、知事が定めるところにより、第一号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、一試料とすることができる。
 - 四 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。
- 2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第十七条第一項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事の指定する職員の立会の上、知事が指定する期日）に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。

一部改正〔平成一三年規則一八号・一五年一一八号・一八年六〇号〕

（水質検査）

第十一条 条例第十七条第一項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から四月ごと（条例第二十条第一項の規定による中止の届出、同条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事が指定する期日）に、知事の指定する職員の立会の上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）に定める測定方法により行わなければならない。

- 2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第十七条第一項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事の指定する職員の立会の上、知事が指定する期日）に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

一部改正〔平成一三年規則一八号・一五年一一八号・一八年六〇号〕

（地質検査等の報告）

第十二条 条例第十七条第一項の規定による報告は、特定事業を開始した日から四月ごとに当該四月を経過した日から一週間以内（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事が別に指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書（別記第十二号様式）に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- 一 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
 - 二 第十条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式）
 - 三 第十一条の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記第三号様式）及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（別記第十三号様式。環境計量士の発行したものに限る。）
- 2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第十七条第一項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一週間以内（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届

出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事が指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

一部改正〔平成一五年規則一一八号・一八年六〇号・二五年一九号〕

（標識）

第十三条 条例第十九条第一項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識（別記第十四号様式）とする。

2 条例第十九条第一項に規定する標識の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 特定事業の目的
- 三 特定事業場の所在地
- 四 特定事業を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
- 五 特定事業の許可の期間
- 六 特定事業場及び特定事業区域の面積
- 七 埋立て等を使用される土砂等の搬入予定量（一時たい積特定事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- 八 現場責任者の氏名及び職名
- 九 特定事業場及び特定事業区域の見取図

一部改正〔平成一五年規則一一八号〕

（特定事業の廃止等に係る届出）

第十四条 条例第二十条第一項の規定による届出は、特定事業廃止（中止）事前届（別記第十五号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第二十条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 特定事業場の位置
- 三 特定事業の許可の期間
- 四 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- 五 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
- 六 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- 七 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、一時たい積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

3 条例第二十条第三項の規定による届出は、特定事業廃止届（別記第十五号様式の二）を提出して行わなければならない。

一部改正〔平成一五年規則一一八号〕

（特定事業の完了に係る届出）

第十五条 条例第二十一条第一項の規定による届出は、特定事業完了事前届（別記第十五号様式の三）を提出して行わなければならない。

2 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 特定事業場の位置
- 三 特定事業の許可の期間
- 四 特定事業の完了の予定年月日
- 五 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第二十一条第三項の規定による届出は、特定事業完了届（別記第十六号様式）を提出して行わなければならない。

一部改正〔平成一五年規則一一八号〕

（特定事業の終了に係る届出）

第十五条の二 条例第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定事業終了事前届（別記第十六号様式の二）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第二十一条の二第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
 - 二 特定事業場の位置
 - 三 特定事業の許可の期間
 - 四 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造
- 3 条例第二十一条の二第三項の規定による届出は、特定事業終了届（別記第十六号様式の三）を提出して行わなければならない。

追加〔平成一五年規則一一八号〕

（譲受けの許可の申請）

第十五条の三 条例第二十一条の三第二項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（別記第十六号様式の四）とする。

- 2 条例第二十一条の三第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあっては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
 - 二 申請者が条例第二十一条の三第四項において準用する条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記二号様式の二）
 - 三 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）
 - 四 申請者が法人である場合にあっては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
 - 五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
 - 六 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあっては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
 - 七 特定事業場の位置図及び付近の見取図
 - 八 現場責任者であることを証する書面
 - 九 その他知事が必要と認める書類
- 3 条例第二十一条の三第二項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
 - 二 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
 - 三 特定事業場の位置
 - 四 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名
 - 五 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
 - 六 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
 - 七 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
 - 八 現場責任者の氏名及び職名
 - 九 譲受けの理由

追加〔平成一五年規則一一八号〕、一部改正〔平成一七年規則二五号・二四年一七号・二五年一九号〕

（相続等の届出）

第十六条 条例第二十二条第二項の規定による知事への届出は特定事業相続等届（別記第十七号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書（別記第十七号様式の二）を提出して行わなければならない。

一部改正〔平成一五年規則一一八号〕

（土地所有者による特定事業の施工状況の把握）

第十六条の二 条例第二十六条の二第二項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に

係る特定事業場において、毎月一回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

追加〔平成一五年規則一一八号〕

（身分を示す証明書）

第十七条 条例第二十八条第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十八号様式）とする。

（条例の規定の適用除外の申出）

第十八条 条例第三十条第一項の規定による申出は、同条第二項に規定する条例の規定の適用を除外する日の一月前までに、適用除外申出書（別記第十九号様式）を知事に提出して行わなければならない。

追加〔平成一五年規則一六号〕

（書類等の提出）

第十九条 条例第十一条第一項及び第二項の規定による申請、条例第十三条第三項の規定による変更許可申請、条例第二十一条の三第二項の規定による譲受け許可申請、条例第十三条第八項、条例第十四条の二、条例第十五条、条例第二十条第一項及び第三項、条例第二十一条第一項及び第三項、条例第二十一条の二第一項及び第三項並びに条例第二十二条第二項の規定による届出並びに条例第十六条第三項及び条例第十七条の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、三部（特定事業区域の面積が一万平方メートル以上である場合にあっては、四部）とする。ただし、特定事業区域が二以上の市町村の区域に存する場合にあっては、当該市町村の数に二（特定事業区域の面積が一万平方メートル以上である場合にあっては、三）を加えた部数とする。

一部改正〔平成一三年規則一八号・一五年一六号・一一八号〕

（関係書類等の保存）

第二十条 第八条の二第三項及び第四項の規定は、条例第二十六条第二項に規定する書類及び図面の写しの保存について準用する。この場合において、第八条の二第三項中「土砂等管理台帳」とあるのは「書類及び図面の写し」と読み替えるものとする。

追加〔平成一八年規則六〇号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十年一月一日から施行する。

（使用料及び手数料規則の一部改正）

2 使用料及び手数料規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第五中第三十七号の十二の次に次の二号を加える。

三十七の十三 特定事業許可申請手数料

三十七の十四 特定事業変更許可申請手数料

附 則（平成十三年三月二日規則第十八号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定、第十一条の改正規定（「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に改める部分に限る。）及び別表第一の改正規定公布の日

二 第十条の改正規定及び第十一条の改正規定（「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に改める部分を除く。） 平成十三年五月一日

三 別表第四の改正規定 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日

附 則（平成十五年三月七日規則第十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十八条の規定による適用除外申出書の提出については、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 前項の規定により適用除外申出書の提出を行う場合の改正後の規則の規定の適用については、第十八条中「一月前」とあるのは「二十日前」と、別記第十九号様式中「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第三十条第一項の規定により、同条例」とあるのは「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年千葉県条例第二十五号）附則第六項の規定により、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」とする。

附 則（平成十五年八月二十九日規則第百十八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。）及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十七条の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十七条の規定により発行されたものとみなす。
- 3 改正後の規則別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等を使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするについて、施行日以後に条例第十五条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十条第五項、条例第二十一条第四項及び条例第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十六年三月二十三日規則第十九号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める改正規定は公布の日から、同号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める改正規定は平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成十六年六月一日規則第百三十五号）

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年十月二十五日規則第百六十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三十一日規則第六十号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項、第十条第一項各号列記以外の部分、第十一条第一項及び第十二条第一項各号列記以外の部分の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。)の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成九年千葉県条例第十二号)第十条の許可を受けている者が、この規則の施行の日以後最初に行わなければならない当該許可に係る千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第九条第一項の土砂等の量等の報告、第十条第一項の地質検査、第十一条第一項の水質検査及び第十二条第一項の地質検査等の報告については、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十九年九月二十八日規則第八十九号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十一日規則第二十五号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三十一日規則第四十五号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十三日規則第十七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定、別表第一セレンの項及びほう素の項の改正規定並びに別記第四号様式及び第十三号様式の改正規定は公布の日から、同表の備考に加える改正規定は同年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(別記第四号様式及び第十三号様式を除く。)の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十五年三月八日規則第十九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十六年九月三十日規則第五十五号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四第十八号及び第十九号の改正規定 公布の日

二 別表第四の改正規定(前号及び次号に掲げる改正規定を除く。) 平成二十七年四月二日

三 別表第四第二号の改正規定 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号)の施行の日

附 則 (平成二十九年三月三十一日規則第二十一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第十五条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成二十九年九月三十日までのものに限る。）を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十条第五項、条例第二十一条第四項及び条例第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十六号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
 - 3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第十五条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成三十一年九月三十日までのものに限る。）を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等

（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十条第五項、条例第二十一条第四項及び条例第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和二年二月十八日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年九月二十五日規則第五十三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前二項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、第二十条第五項、第二十一条第四項及び第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和五年四月二十八日規則第三十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項本文（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第四第十三号に掲げる行為とみなす。

附 則（令和五年五月二十三日規則第四十一号）

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日規則第二十七号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二条）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）五十五・二、五十五・三又は五十五・四に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格三十八に定める方法（規格三十八・一・一及び三十八の備考十一に定める方法を除

		く。)又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は規格三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法)
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格五十四に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	規格六十五・二(規格六十五・二・七を除く。)に定める方法
砒(ひ)素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料一キログラムにつき十五ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格六十一に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和五十年総理府令第三十一号)第一条第三項及び第二条に規定する方法
総水銀	検液一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和四十七年総理府令第六十六号)第一条第三項及び第二条に規定する方法
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
一・二・ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一・ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二・ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一・ト	検液一リットルにつき一ミリグ	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、

リクロロエタン	ラム以下	五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三ージクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法
ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	規格三十四・一（規格三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一・一c)に定める方法及び昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	規格四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法
一・四ージオキサン	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表八に掲げる方法

備考

- 一 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成三年環境庁告示第四十六号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 二 公共事業（条例第十条第一号に規定する公共事業をいう。）のうち知事が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に知事の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒（ひ）素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム、二・四ミリグラム及び三ミリグラムとする。
- 三 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 四 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 五 六価クロムの項目について、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K〇一七〇一七の七に定める操作を行うものとする。
- 六 一・二ージクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一

により測定されたトランス体の濃度の和とする。

七 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

イ 規格三十四・四に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

ロ 規格三十四・一・一c)に定める方法にあっては、注(2)第三文及び規格三十四の備考一を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができるものとする。

一部改正〔平成一三年規則一八号・一五年一一八号・二四年一七号・二六年五五号・二九年二一号・三一年二六号・令和二年六号・五三号〕

別表第二（第五条第一項）

- 一 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 二 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 三 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	その他	十メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル（埋立て等の高さが五メートル以下の場合にあっては、一・五メートル）以上の勾配
	その他	五メートル以下		垂直一メートルに対する水平距離が一・五メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

四 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第八条から第十二条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第十四条の規定にそれぞれ適合すること。

五 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

- 六 特定事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 七 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 八 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

一部改正〔令和五年規則四一号〕

別表第三（第五条第二項）

- 一 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該下欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

五千平方メートル未満	四メートル以上
五千平方メートル以上一ヘクタール未満	六メートル以上
一ヘクタール以上三ヘクタール未満	十メートル以上
三ヘクタール以上五ヘクタール未満	十四メートル以上
五ヘクタール以上十ヘクタール未満	十八メートル以上
十ヘクタール以上十五ヘクタール未満	二十四メートル以上
十五ヘクタール以上二十ヘクタール未満	二十七メートル以上
二十ヘクタール以上	三十メートル以上

- 二 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が五メートル以下であること。
- 三 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上のこう配であること。

別表第四（第六条）

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づく土地改良事業
- 三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定による許可（同法第十条第二項及び第十二条第二項の適用を受ける場合を含む。）を要する行為
- 五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第三十四条第二項及び第四十四条において準用する第三十四条第二項の規定による保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 七 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第三十二条第一項の規定による道路の占用の許可及び同法第九十一条第一項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく土地区画整理事業及び同法第七十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 十 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項及び第八条第一項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 十一 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第二十条第三項の規定による特別地域内及び第二十一条第三項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 十二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の規定による地すべり防止

区域内における許可を要する行為

十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項及び第三十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為

十四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為

十五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可を要する開発行為

十六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業及び同法第六十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為

十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為

十八 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による農用地区域内における許可を要する行為

十九 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為

二十 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為

二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為

二十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為

二十三 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による特別地域内における許可を要する行為

二十四 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業

二十五 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による特別地区内における許可を要する行為

二十六 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

一部改正〔平成一三年規則一八号・一五年一一八号・二二年二五号・二三年四五号・二六年五五号・三一年二六号・令和五年三九号・六年二七号〕

別 記

第一号様式

（第三条第二項）

一部改正〔平成15年規則118号・17年25号〕

第一号様式の二

（第三条の二第一項）

追加〔平成15年規則118号〕

第一号様式の三

（第三条の二第一項）

追加〔平成15年規則118号〕

第一号様式の四

（第三条の二第三項）

追加〔平成15年規則118号〕

第二号様式

（第四条第一項）

全部改正〔平成25年規則19号〕、一部改正〔令和5年規則41号〕

第二号様式の二

（第四条第二項第二号、第七条第三項第二号及び第十五条の三第二項第二号）

追加〔平成25年規則19号〕

第三号様式

（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項）

一部改正〔平成15年規則118号・25年19号〕

第四号様式

（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第二項）

全部改正〔令和2年規則6号〕、一部改正〔令和2年規則53号〕

第五号様式

（第四条第四項）

全部改正〔平成25年規則19号〕

第六号様式

（第七条第二項）

全部改正〔平成25年規則19号〕、一部改正〔令和5年規則41号〕

第七号様式

（第七条第五項）

全部改正〔平成15年規則118号〕、一部改正〔平成17年規則25号・24年17号・25年19号〕

第七号様式の二

（第七条第五項）

追加〔平成15年規則118号〕、一部改正〔平成24年規則17号・25年19号〕

第七号様式の三

（第七条の二）

追加〔平成15年規則118号〕

第八号様式

（第八条第一項）

全部改正〔平成15年規則118号〕

第九号様式

（第八条第二項）

全部改正〔平成15年規則118号〕

第九号様式の二

（第八条第五項）

追加〔平成15年規則118号〕

第九号様式の三

（第八条の二第一項）

追加〔平成15年規則118号〕

第九号様式の四

（第八条の二第三項）

追加〔平成15年規則118号〕

第十号様式

（第九条第一項）

全部改正〔平成15年規則118号〕

第十一号様式

（第九条第二項）

一部改正〔平成15年規則118号〕

第十二号様式

（第十二条第一項及び第二項）

一部改正〔平成15年規則118号〕

第十三号様式
（第十二条第一項第三号及び第二項）
全部改正〔令和2年規則6号〕

第十四号様式
（第十三条第一項）
一部改正〔平成15年規則118号〕

第十五号様式
（第十四条第一項）
全部改正〔平成15年規則118号〕

第十五号様式の二
（第十四条第三項）
追加〔平成15年規則118号〕

第十五号様式の三
（第十五条第一項）
追加〔平成15年規則118号〕

第十六号様式
（第十五条第三項）
一部改正〔平成15年規則118号〕

第十六号様式の二
（第十五条の二第一項）
追加〔平成15年規則118号〕

第十六号様式の三
（第十五条の二第三項）
追加〔平成15年規則118号〕

第十六号様式の四
（第十五条の三第一項）
全部改正〔平成25年規則19号〕

第十七号様式
（第十六条）
全部改正〔平成25年規則19号〕

第十七号様式の二
（第十六条）
追加〔平成15年規則118号〕

第十八号様式
（第十七条）
一部改正〔平成15年規則118号〕

第十九号様式
（第十八条）
追加〔平成15年規則16号〕